

令和4年度新型コロナウイルス感染症対策資金

新型コロナウイルス感染症の影響が継続している中で、経営の維持安定が困難となる漁業者の資金繰り支援を継続するとともに、「令和2年新型コロナウイルス感染症対策資金」または「令和3年度新型コロナウイルス感染症対策資金」の利用者には別枠で利用できる新たな制度資金を創設します。（4月1日）

令和4年6月21日をもって取扱いを終了します。（6月21日）

| 区 分 | 内 容 |
|-------|---|
| 資金使途 | 運転資金 ・燃料費、種苗費、飼料費、諸材料費、販売経費、雇用労賃等直接的経費など漁業経営の維持に必要な運転資金 |
| 貸付限度額 | 次のアまたはイのとおり。 ただし、いずれの場合も1,200万円を限度とする。 ア. イに該当しないものにあつては、前3か年のいずれかの年と比較した年間水揚金額の減少額または減少見込額。 イ. 「令和2年新型コロナウイルス感染症対策資金」または「令和3年度新型コロナウイルス感染症対策資金」の利用者は、年間水揚金額の減少額または減少見込額の積算対象期間とした期間以降における年間水揚金額の減少額又は減少見込額。 |
| 償還期間 | 15年以内（うち据置期間3年以内） |
| 融資対象者 | 新型コロナウイルス感染症により、経営の維持安定が困難となった漁業者 |
| 融資利率 | 年0.1% ただし、JFしまねへ借入申込をした場合、JFしまねの支援により無利子 |
| 信用保証 | 全国漁業信用基金協会による保証 （保証料：年0.71～1.09%） |
| 取扱期間 | 令和4年4月1日から <u>令和4年6月21日（融資実行分）</u> まで |
| 申込先 | 漁業協同組合 JFしまね、島根中央信用金庫、日本海信用金庫 |
| 問合せ先 | 島根県農林水産部沿岸漁業振興課 TEL 0852-22-5314 |